

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和 2 年 9 月 5 日付けの保護決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

このたびの最低生活費の基準額の変更決定処分に対し、変更後の最低生活費では、衣・食・住・医療が最低限度も賄うことができなくなり、冬の暖房費を含め生活が著しく苦しく、健康状態の悪化が見込まれるため、また、平成 28 年の医療制度の改案によって、担当医師や訪問看護師により必ず必要と指導されている治療に必要な薬や治療具が、自己負担、自分での治療となっており、本件改定（厚生労働大臣が法 8 条 1 項の規定に基づいて定めた保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。）についての、令和 2 年 8 月 27 日厚生労働省告示第 302 号による改定）により賄えない基準額となったため、処分の取消しと制度の見直し

を求め、異議申立てを行う。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年1月29日	諮問
令和3年3月23日	審議（第53回第4部会）
令和3年4月26日	審議（第54回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の基準・種類

保護基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとし、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 保護の変更

法25条2項及び同項が準用する24条4項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しな

ればならないとしている。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、本件改定により保護基準が改定されたことに伴い、請求人に係る保護費の支給額が令和2年10月1日から変更されることとなったことから、変更日を同日として、請求人に対して、「基準改定により最低生活費変更。」との理由を付して本件処分を行ったことが認められる。

本件処分については、法の規定及び本件改定後の保護基準に従って適正になされており、支給額の算定は、生活扶助の項目の基準生活費について見ると、本件改定後の保護基準が定める年齢別、世帯構成別、所在地域別などの区分（請求人の場合、41～59歳・1人世帯・1級地―1の各区分に該当する。）に正確に当てはめた上で行われており、その他全体として違算も認められないから、本件処分に違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり主張しているが、上記2に述べたとおり、本件処分は、法8条1項の規定に基づく保護基準について本件改定が行われたことによりなされたものであり、保護費の変更についても法令等に従って適正になされたものであるから、違法又は不当なものとは認められない。

また保護基準は、法規範としての性格を有するものであり、保護の実施機関にとって遵守すべき法令である。そして、本件処分は、上記2のとおり本件改定後の保護基準に基づいてなされたものである。

請求人は、制度の見直しを求めているが、そもそも行政機関である処分庁及び審査庁は、現行の法令を所与のものとし、これに則って処分や審査請求に対する判断を行うものであるから、法規範としての性格を有する保護基準自体に対する不服を理由として、法令に適合した本件処分を取り消すことはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美